令和2年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第 2 号

9月14日 (月曜日)

令和2年9月14日(月曜日)

議事日程 第2号

令和2年9月14日(月曜日)午後1時05分開議

- 日程第 1 同意第 2号 甘楽町副町長の選任について
- 日程第 2 議案第45号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第46号 甘楽町研修施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例について
- 日程第 4 議案第47号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第48号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第49号 令和2年度甘楽町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 議案第50号 令和2年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第 8 議案第51号 令和2年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第52号 令和2年度甘楽町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第53号 令和元年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第54号 令和元年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 日程第12 議案第55号 令和元年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第13 議案第56号 令和元年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 日程第14 議案第57号 令和元年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 日程第15 議案第58号 令和元年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 日程第16 議案第59号 令和元年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 発議第 4号 甘楽町議会の議決すべき事件に関する条例について

日程第18 発議第 5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪 化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)

日程第19 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

日程第20 議員派遣の件について

日程第21 一般質問 第 1番 金 田 倍 視(金井北住宅団地について)

第 2番 白 石 豊 樹 (学校活性化事業の委託について)

第 3番 横 尾 稔(地方創生応援税制について)

第 4番 山 田 邦 彦 (学校で「コロナ禍」を乗り越えるために)

第 5番 山 田 邦 彦 (ランドセルの中身の軽量化を)

第 6番 山 田 邦 彦 (学校の給食費を無料に 等)

第 7番 吉 田 恭 介 (テレワーク向け移住促進について)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12人)

1番 山田光男君 2番 堀 口 博 君 3番 豊樹君 4番 白 石 恭 介 君 吉 田 横尾 稔 君 忠夫君 5番 6番 相 H 7番 金 田 倍 視 君 8番 黒 濹 篤 君 朝男君 9番 中野 喜久勇 君 10番 富 畄 山 﨑 澄 子 君 山 田 邦 彦 君 11番 12番

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 茂原荘一君 副 町 長 森平仁志君 教 育 長 近藤秀夫君 会計管理者 (会計課長) 岩 﨑 佳 孝 君 総務課長 浩 君 企 画 課 長 昌 徳 君 富 田 田 村 齋 藤 淳 二 君 住 民 課 長 中 健 康 課 長 睦宏君 田 産業課長 五十里 比登志 君 建設課長 小 澤 嗣生君 水 道 課 長 髙 橋 功 君 学校教育課長 重 君 秋 山 勝 社会教育課長 大河原 敦 子 君 監查委員山田利和君

事務局職員出席者

事務局長丸澤直樹書配岡本妙子

〇開 議

午後1時05分開議

◇議長(富岡朝男君) 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を 開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。

〇日程第1 同意第 2号 甘楽町副町長の選任について

◆議長(富岡朝男君) 日程第1、同意第2号 甘楽町副町長の選任についてを議題といたします。

本案については、採決に入る前に当事者であります副町長は退席してください。

〔副町長 森平仁志君 退席〕

◇議長(富岡朝男君) 本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◇議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、ただいま同意されました森平仁志君から発言を求められておりますので、これ を許します。

[森平仁志君 入場]

◆議長(富岡朝男君) 森平仁志君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

◇副町長(森平仁志君) 議長よりお許しをいただきましたので、御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。この度、茂原町長より再びご推薦をいただき、先ほどは議員の皆様のご同意をいただきました。誠にありがとうございます。現在はコロナ禍という今まで経験したことのない状況ではありますけれども、茂原町長の補佐役として今まで4年間の経験を活かして、また副町長の職を誠心誠意努めさせていただきたいと思っております。

議員の皆様には引き続きましてご指導そしてご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

◇議長(富岡朝男君) ありがとうございました。自席にお戻りください。

〇日程第2 議案第45号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について

◆議長(富岡朝男君) 日程第2、議案第45号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

〇日程第3 議案第46号 甘楽町研修施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例について

◆議長(富岡朝男君) 日程第3、議案第46号 甘楽町研修施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◆議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

〇日程第4 議案第47号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について

◆議長(富岡朝男君) 日程第4、議案第47号 甘楽町税条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◆議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

〇日程第5 議案第48号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◇議長(富岡朝男君) 日程第5、議案第48号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◇議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

〇日程第6 議案第49号 令和2年度甘楽町一般会計補正予算(第4号)

◇議長(富岡朝男君) 日程第6、議案第49号 令和2年度甘楽町一般会計補正予算 (第4号) についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◆議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

〇日程第7 議案第50号 令和2年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号) ◇議長(富岡朝男君) 日程第7、議案第50号 令和2年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◇議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

〇日程第8 議案第51号 令和2年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

◇議長(富岡朝男君) 日程第8、議案第51号 令和2年度甘楽町介護保険事業特別会 計補正予算(第1号)ついてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

〇日程第9 議案第52号 令和2年度甘楽町水道事業会計補正予算(第2号)

◇議長(富岡朝男君) 日程第9、議案第52号 令和2年度甘楽町水道事業会計補正予 算(第2号) についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「替成者举手〕

◇議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定され

- 〇日程第10 議案第53号 令和元年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〇日程第11 議案第54号 令和元年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 〇日程第12 議案第55号 令和元年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 〇日程第13 議案第56号 令和元年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 〇日程第14 議案第57号 令和元年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 〇日程第15 議案第58号 令和元年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について

◇議長(富岡朝男君) 日程第10、議案第53号 令和元年度甘楽町一般会計歳入歳出 決算の認定についてから、日程第11、議案第54号 令和元年度甘楽町国民健康保険事 業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12 議案第55号 令和元年度甘楽町 介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議案第56号 令和元 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、議案第 57号 令和元年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15、議案第58号 令和元年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1700年 1000年 1000年 1000日 1000

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

ここで「決算の審査意見報告」について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、ご登壇して報告を願います。

◆監査委員(山田利和君) 監査委員の山田利和でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、監査委員を代表して、各会計の歳入歳出決算審査 の経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

それでは、令和元年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況の審査意見書の1ページをご

覧ください。

第1、審査の対象は、令和元年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係 調書等でございます。

2ページをご覧ください。

第2、審査の期日は、令和2年8月21日、24日、25日の3日間で実施いたしました。

第3、審査の手続については、 $1\sim4$ に記載のとおり、関係法令に基づき行うものでございます。

なお、審査を行う過程においては、必要に応じて担当課長等の説明を求めました。

次に、第4、審査の結果についてですが、1、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であると認められました。

2、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りの無いものと認められたことをご報告申し上げます。

次に、3ページをご覧ください。

第5、決算の概要でございますが、これはお手元に配付されております令和元年度甘楽 町一般会計及び特別会計決算書並び決算に関する報告書を概要としてまとめたものであり ますので、説明は渇愛させていただきます。

次に、6ページをご覧ください。

第6、財政健全化判断比率の状況について申し上げます。

一般会計及び特別会計の各会計はいずれも実質収支が黒字であり、実質赤字比率及び連 結実質赤字比率には該当が無く、健全財政であると認められました。

次に、第7、各会計の審査における意見等を申し上げます。

1、一般会計

(1)歳入について。町税の収納状況は、収納率が97.2%と昨年より0.2%上昇しているとともに、前年度よりも収入未済額が減少しているもので、収納対策に成果が認められます。

しかし、今後も、悪質な滞納者に対しては法的措置を講ずるなど、滞納の減少、収納率 の向上に引き続き努力をお願いいたします。 また、不納欠損処分に至らぬよう、個々の状況を十分に調査の上、その処分については 引き続き厳正に運用するよう要望いたします。

町債の発行は、安全安心なまちづくりのために必要な財源でありますが、後年度の住民 に負担を強いることの無いよう、また将来の安定的な財政運営のためにも計画的な活用を お願いいたします。

(2) 歳出について。予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められます。また、台風19号災害に伴う歳出についても適切に処理されておりました。

今後も、引き続き社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務 事業の簡素化、効率化を図り、費用対効果を考慮の上、補助事業等の見直しにも積極的に 取り組まれることをお願いいたします。

続いて、2、特別会計について、審査意見等申し上げます。

(1) 国民健康保険事業特別会計。今年度も、実質収支は黒字でありましたが、保険給付費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想されます。

歳入では、国保税現年分の収納率が改善された一方で、収納額全体では被保険者数の減少により減額となっておりますので、今後も賦課徴収等の強化により、収入確保に努められるよう要望いたします。

また、バランスの取れた事業運営を行うために、医療費の抑制及び健康意識の高揚を図り、財政の健全化に努めるようお願いいたします。

- (2)介護保険事業特別会計。65歳以上の人口に占める要介護者の認定率は14.3%で、引き続き県平均の17.3%を大きく下回ったことは、予防・支援事業の成果と認められます。要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう適切なサービス利用の供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援事業等に重点を置き、制度の充実と併せて、介護保険財政の健全化を望むものでございます。
- (3)農業集落排水事業特別会計。汚水処理施設は、城南・上野地区が26年、天引地区は21年、善慶寺・国峰地区も16年経過により老朽化しており、今後も機能保全のため、施設の改修・更新等が必要と見込まれます。事業化にあたっては、財政を考慮した計画的な執行をお願いいたします。一方で、農業集落排水対象地区から公共下水道対象地区への切り替えについても、引き続き実施をお願いいたします。

また、本事業は、多額の事業費を投入して実施したものであり、未接続者には早期に接続を行うよう啓発を要望いたします。

(4)公共下水道事業特別会計。平成5年から供用を開始した下水道事業は、建設事業費と併せて今後は維持管理経費の増加が見込まれます。

建設にあたっては、整備計画により、国庫補助金等の有効な活用と事業費の平準化をお願いいたします。

また、維持管理費の財源である使用料収入の増加の為に、未接続者には早期接続を行うよう継続的に啓発を要望いたします。

(5)後期高齢者医療特別会計。歳入の主なものは、保険料と一般会計繰入金であります。保険料収納率は99.7%と高く維持されており、収納対策の努力がうかがえました。

歳出の98.6%が運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められました。

(6) むすびに。審査いたしました一般会計並びに各特別会計は、予算編成方針の趣旨 に沿った適正な事業運営がなされ、台風19号災害関連においても適切に対応され健全財 政に努力されたことが認められました。

今後も、限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう創意と工夫を持って予算執行をしていただきたいと思います。特に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の動向に注意され、後期4年目となる第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」に沿って、積極的に事業に取り組まれるよう要望して、歳入歳出決算審査における意見といたします。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長(富岡朝男君) 報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第53号 令和元年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案の とおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◇議長(富岡朝男君) 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第54号 令和元年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◇議長(富岡朝男君) 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。 続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第55号 令和元年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長(富岡朝男君) 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。 続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第56号 令和元年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◇議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。 続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第57号 令和元年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

◇議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。 続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第58号 令和元年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

- ◇議長(富岡朝男君) 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。
- 〇日程第16 議案第59号 令和元年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- ◇議長(富岡朝男君) 日程第16、議案第59号 令和元年度甘楽町水道事業会計決算

の認定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

ここで、「決算の審査意見報告」について、監査委員山田利和君から発言を求められて おりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、ご登壇して報告を願います。

◆監査委員(山田利和君) 議長のお許しをいただきましたので、甘楽町水道事業会計決 算審査の経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

お手元の審査意見書9ページをご覧ください。

- 第1、審査の対象は、令和元年度甘楽町水道事業会計決算でございます。
- 第2、審査の期日は、令和2年7月28日でございます。
- 第3、審査の方法については、1~3に記載のとおり行いました。

なお、審査を行う過程においては、必要に応じて担当課長等の説明を求めました。

10ページをご覧ください。

第4、審査の結果でございますが、1、審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表等の各調書は、法令に準拠して作成されていました。

2、計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸 規定に従って、適正に執行がなされていることを認めました。

次に、第5、決算の概要については、決算書の要旨をまとめたものでありますので、割 愛させていただきます。

11ページをご覧ください。

次に、第6、資金不足比率については、実質黒字のため該当が無く、健全財政であることが認められました。

次に、第7、水道事業会計における審査意見等を申し上げます。

第7、審査における意見等。(1)有収率は、台風19号による排水管の破損等の影響 もあり前年度より低下しておりますので引き続き漏水防止対策を強化し、有収率の向上を お願いいたします。

- (2) 水道料金の滞納額は微減ですが、健全財政並びに公正公平な立場から、引き続き 適正な給水停止の執行と徴収を要望いたします。
 - (3) 施設の老朽化対策にあたっては、財政を考慮した計画的な修繕と建設改良工事を

お願いいたします。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と 経費節減に努力されるよう留意をお願いいたしたいと思います。

結びに、今後とも健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の安定供給に向けて、より 一層の工夫と努力を望み、令和元年度甘楽町水道事業会計の決算審査意見とさせていただ きます。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長(富岡朝男君) 監査委員は自席にお戻りください。

報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

〇日程第17 発議第 4号 甘楽町議会の議決すべき事件に関する条例について

◆議長(富岡朝男君) 日程第17、発議第4号 甘楽町議会の議決すべき事件に関する 条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中野喜久勇君、登壇して説明願います。

◆9番(中野喜久勇君) 発議第4号。令和2年9月14日。甘楽町議会議長富岡朝男様。提出者。議会議員、中野喜久勇。賛成者、同、堀口博。同、白石豊樹。同、吉田恭介。同、金田倍視。同、黒澤篤。

甘楽町議会の議決すべき事件に関する条例について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。提案理由、議決の根拠となる条例を制定するため。

◇議長(富岡朝男君) 提案の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(富岡朝男君) 異議なしと認めます。

発議第4号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

〇日程第18 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪 化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)

◇議長(富岡朝男君) 日程第18、発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中野喜久勇君、登壇して説明願います。

◆9番(中野喜久勇君) 発議第5号。令和2年9月14日。甘楽町議会議長富岡朝男様。提出者。議会議員、中野喜久勇。賛成者。同、堀口博。同、白石豊樹。同、吉田恭介。同、金田倍視。同、黒澤篤。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保 を求める意見書(案)。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国 民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたく なっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、 雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後 の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。記。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2、地

方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月14日。甘楽 町議会議長富岡朝男。

衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。財務大臣。総務大臣。厚生労働大臣。経済産業 大臣。内閣官房長官。経済再生担当大臣。まち・ひと・しごと創生担当大臣宛。

以上です。よろしくお願いいたします。

◆議長(富岡朝男君) 提案の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(富岡朝男君) 異議なしと認めます。

発議第5号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長(富岡朝男君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

〇日程第19 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長(富岡朝男君) 日程第19 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを 議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査

申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◆議長(富岡朝男君) 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

〇日程第20 議員派遣の件について

◇議長(富岡朝男君) 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によりお手元に配付しました議員派遣の件についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◆議長(富岡朝男君) 異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣する ことに決定いたしました。

午後1時45分休憩

午後1時54分再開

〇日程第21 一般質問

◇議長(富岡朝男君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第21、一般質問を行います。

質問はあらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。通告書に沿って簡潔にお願いいたします。

最初に、質問番号1を議席7番金田倍視君、登壇の上、質問を願います。

◇7番(金田倍視君) 質問させていただきます。

「金井北住宅団地について」。住宅団地については、北バイパスからの入り口で白倉川沿い付近の一画が、平成30年3月の造成工事説明では公園・緑地でありましたが、平成30年10月の計画図では、面積は狭くなり公園の文字はなくなり緑地のみの記載です。

当地の現状は、小石が敷き詰められているのみです。

当団地では、以前より公園なり広場の要望が多くあります。

当団地内もしくは周辺での公園なり広場の考えをお聞かせください。

以上です。

◇議長(富岡朝男君) 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長(茂原荘一君) それでは、金田議員の「金井北住宅団地について」のご質問にお答えをいたします。

金井北住宅団地は、甘楽郡土地開発公社・甘楽町支所で造成・分譲したものであります。町の付託により事業を実施していただいております。

第1期の17の区画は、平成26年度に分譲を開始しました。第2期の21区画を昨年 8月から分譲しておるところであります。

第1期はすでに完売をいたしました。第2期分は18区画が分譲を決定し、現在残りの 3区画の販売を促進している状況であります。

ご質問の住宅団地内の公園広場の整備につきましては、地区からの要望もあり、分譲も概ね順調でありましたので、令和2年度の土地開発公社・甘楽町支所予算に計上されており、現在設置する遊具などの施設について、業者に見積りを依頼するなど、事務を進めているところであります。

計画図の中で、緑地の面積が減少したことにつきましては、事業実施に向け測量設計を 行った上で、開発許可を受けるための緑地率を確保した上で、区画割りにより分譲面積を 増やしたことによるものであります。

住宅団地の造成につきましては、「甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要事業でもあります。

また、住宅団地内の公園整備は、子育て世代に対する住環境の向上施策にも繋がることから、今後も推進していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく、お願いを申し上げます。

◇議長(富岡朝男君) 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

金田倍視君。

◆7番(金田倍視君) 当地、この当地というのは、現地ですか。これが長さが43メートル。これは十分あると思うんですけども、西側の幅を見ると4メートル。中央部でも幅4.5メートル。東の一番端で8.5メートル。これ、ラッパを半分に割ったような地形なんです。4メートル、4.5メートルくらいの幅のところに遊具や何かを入れても、子どもが遊べる余裕があるのかどうか。非常にその辺を疑問に思います。

まして、ここでもっていえば、これくらいの広さであれば、南側に隣接している道路がありますから、子どもが遊ぶ時には当然道路まで出て遊ぶような形になるんじゃないのかと、そんなふうに思います。

住宅とすると、一番北側の端なので、車はそんなには通らないかもしれませんけれども、徐行して通る。今の車なんか徐行されると私なんかでも気がつかないぐらいの静かさで、その車が来たのも分からない。車が子どもをひくんじゃなくて、子どもから車に当たっていくというような、ぶっついていっちゃうような危険性もあるんじゃないのか。そんな気もします。

それと、西側、東側の家を見ても、白倉川との境が、基礎の今のフェンスがある所から 2メートルちょっとぐらい川の方に寄っている。今は4メートル辺りをあのフェンス、まだ2メートルぐらいは広げられるんじゃないのか。ちょっと土手との段差があるので、その辺はどうなのかは知りませんけれども、そのくらいを広げていってもらえれば、遊具なりあずまやなりができても、ある程度危険性もなく遊べるんじゃないのかというような気はします。とても今の現状で、幅4メートルのところで遊びなさいといっても、どうしても道路まで一緒にいれなきゃ子どもは遊べないような気はします。

これがもしできないのであれば、今、町の住宅団地の他にも上信線の間までも民間でも 結構売買して新しい家もできています。そういう面から考えると、町とすればというので あれば、もうちょっと別に中央部に新しい公園を造ってもいいんじゃないのか。今のとこ ろが広げられないんだったらば、私はまた新しく考えた方がいいんじゃないのかというよ うな気はするので、その辺を質問とさせていただきます。

◇議長(富岡朝男君) 建設課長。

◆建設課長(小澤嗣生君) 只今の件のご質問ですけれども、面積が狭いというご意見がありました。実際の開発の中では、北側の斜面の部分を含めてその率に含めていますけれども、先程町長から答弁していただきました遊具の設置等につきましては、現在遊具については設置の基準というのが大変厳しくなっていますけれども、許可の基準の中におさま

る形で東側の方に、小規模ですけれども、複合の遊具を考えております。日陰がないものですから、ちょっとあずまや的な簡易なものですけれども、そういったものを敷地の中で考えております。

南側が道路に接しているということで危ないのではないかというご意見をいただきましたけれども、団地の中ですので、そんなにスピードは出さないかなというふうにはちょっと考えております。ただ、道路に直接面しているところにつきましては、時期は少しずれるかもしれませんけれども、植栽することなどで考えていきたいと思いますが、基本的にはお子様はまだ小さいお子様が主になると思いますので、親御さんと一緒に遊んでいただくことをお願いする形になるかと思います。

そういったものができないようであれば、違ったところをも考えること等のご意見をいただきました。現在は、狭いとのご意見いただきましたけれども、今ある中での整備を進めていきたいと思います。

ただ、その状況を見ながら、場所、第1期の中でも設置できるような所があれば、その 辺を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長(富岡朝男君) 答弁が終了しました。

金田倍視君。

◆7番(金田倍視君) 車が静かというのは分かるんですけど、さっきも言ったように車が人をひっかけるんじゃなくて、車が静かだけに子どもが車に当たっていく。これも1つの交通事故だと思います。

それと、フェンスの方ですか。こっちの白倉川の方の境、これ図面でも緑地は恐らくその広さになっていると思うんですけれども、この図面のようにあと2メートルぐらいを広げる予定はありませんか。そうすれば、6メートル以上の幅になりますし、結構危険性からも逃れるんじゃないのかという。両端の住宅は確かに基礎が2メートルぐらい川の方に寄っているので、私も恐らく境界線はその辺にあるんじゃないのかと思うんです。その辺は可能かどうか、お聞かせいただければ。

◇議長(富岡朝男君) 建設課長。

◆建設課長(小澤嗣生君) すみません、ちょっと確認をさせてもらいたいと思いますが、今、そのフェンスの話は、一番東の北側の所、宅地のフェンスでよろしいんでしょうか。

◇7番(金田倍視君) いや、じゃなくて川に沿っているフェンス。

- ◇建設課長(小澤嗣生君) はい。
- ◇7番(金田倍視君) 北側。
- **◇建設課長(小澤嗣生君)** はい、北側にあります。そのフェンスを。
- **◇7番(金田倍視君)** それ、今、段の上についていますよね。だけど、そこからまだ川の方に2メートルぐらい境界線はあると思うんです。そこまで広げられないかという。
- ◆建設課長(小澤嗣生君) ちょっと現地の方、確認しまして、安全性を考えながら、場合によっては移設すること、また遊具の設置もありますので、ちょっと現地の方を確認して対応を図っていきたいと思います。その節は、またご指導いただくこともあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。
- ◇7番(金田倍視君) お願いします。
- ◇議長(富岡朝男君) 以上で、金田倍視君の質問が終了しました。

次に、質問番号2を議席3番白石豊樹君、登壇の上、質問を願います。

◆3番(白石豊樹君) 「学校教育を活性化するための事業と必要経費を学校に委託する」ということについて、質問させていただきます。

学校運営をしていく上において、計画によらぬ突発的な事態はあり得ることですが、学校運営費というのは、前年度においての綿密な計画を基に新年度に配分されており、使用目的以外に使用することはできません。

ところが、異動によって学校長が替わったり、あるいは変化の激しい今日に、社会情勢や教育情勢が変わったりした場合に、変化に迅速に対応するためには、自由に使える経費があれば児童生徒への指導に大変有効に働きます。

富岡市では、小中学校の教育を活性化するために、各学校に対して、「学校活性化事業を委託する」という事業を行っています。この事業によりかかる経費は、大まかな計画は必要なものの、一定額までは学校に任されます。この一定額というのは、富岡市では、中学校に55万円、小学校では50万円、各校に配分されています。事業内容は、学校を活性化するための事業として、経費は児童生徒の教育活動に必要な経費、授業の創意工夫に必要な経費、特色ある学校の活性化に繋がる経費、その他教育環境改善等を図るための経費などです。講師謝金、これ講師というのは、外部からの講師のことですけれども、講師謝金、交通費及び事業に係る保険等の経費も含みます。これによって、それぞれの学校における実態に即した教育が可能になるとともに、迅速な対応も可能になっています。

甘楽町でも、変化の激しい世の中の情勢に対し、教育分野においても変化に対し迅速に

対応していけるように、同様の処置をしてはどうかと伺います。よろしくお願いします。 **◇議長(富岡朝男君)** 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長(近藤秀夫君) それでは、白石豊樹議員の「学校活性化事業の委託について」 のご質問にお答えをいたします。

議員、先程ご指摘のとおり、社会情勢が激しく変化する現代においては、教育現場でも 迅速な対応が求められております。

議員からご紹介いただきました富岡市学校活性化事業は、私どもでお聞きしたところ、各小学校に先程もちょっと出ましたが、50万円。各中学校に55万円を業務委託費として配分して、講師謝礼金、研修会などの参加負担金・旅費、スクールカウンセラーの費用や消耗品の購入費などに充てておると伺っております。また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品等の購入にも使われているようでございます。

町では、各学校で持っている予算の中に講師謝礼金あるいは消耗品費が計上されております。また、町教育委員会でも持っている予算の中でも、学校長からの要望に対応できる予算組みとなっております。今回の新型コロナウイルスの感染症対策では、各学校へ消毒液、マスクの消耗品の配付を迅速に行い、また子育て世帯への応援金の支給、感染症感染防止の啓発用懸垂幕・横断幕の設置など、議員の皆様のご理解をいただき、いち早く実施することができました。

町としては、今後もこのような市にはない甘楽町ならではの機動力を活かして、各学校と綿密に連携し、町教育委員会で持っている予算と各小中学校で持っている予算において、児童生徒への指導などを迅速に対応いたします。また、予算要望については、学校やPTAの要望を取り入れた予算編成に努めたいと思っております。

なお、今回のコロナ対策のような大きな事案が発生した場合には、議員皆様のご理解を いただき、補正予算などでの迅速な対応を行いたいと考えておりますので、どうぞご理解 を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長(富岡朝男君) 答弁が終了しました。

質問番号2について、2回目の質問がありましたらお願いします。

白石豊樹君。

◇3番(白石豊樹君) ただいまのお答え、甘楽町の教育委員会は、学校のことに関しま

しては、日頃より非常に大変細かく迅速に対応していただいていることについては、私もよく存じ上げていまして、大変ありがたく思っているところです。

しかしながら、必要なものを購入するには時間というものが必要な訳でありまして。例 えば富岡市の学校活性化事業の有意義な点といいますと、学校で必要なものがすぐに入手 できる。見積り合わせをする必要がなく、必要なものが欲しいものがすぐ手に入るという こと。あるいは、ネット購入ができる。早く希望が実現できる。そのような利点がある訳 です。

内々に甘楽町の校長さん方にちょっと意見を伺ったところが、そういうのがあると便利ですねというようなご意見だったものですから。今ここですぐ結論を出してくださいということじゃありません。学校の校長先生方と相談して、良いようにやっていただければと思うんですけれども。一応自分の経験上からそういうのがあると便利だなというようなことを感じていますので。特に、例えば先程も申し上げましたけど、急な用品の購入。そういうものに関して、それが例えば学校が校長が替わって新しい学校に行ったら、こういうものが欲しいと思って、こういう教育活動がしたいと思っていても、そういう予算が予算化されていないこともある訳ですよね。そういう時に1年待って次の年になってそれを実行していくとなると、例えば退職まで1年しかないと、あるいは2年しかないというような校長の場合に、自分の学校改革をしていこうという気持ちがそがれてしまうようなことになってしまうこともあり得る訳で、学校に対する不益ということにもなりますけれども。不益の部分については、変わらない部分ですけれども、変化に対応するということについては、あるいは新しい校長ならではのこういう学校をつくっていきたいという、そういう要望に対しては迅速に対応できるような方法について、よく話合いをしていただきながら、対応していっていただけたらありがたいなというふうに思います。

以上です。

◇議長(富岡朝男君) それは要望ですか。

◇3番(白石豊樹君) 特に質問ではありません。

◇議長(富岡朝男君) 要望ですよね。

◇3番(白石豊樹君) はい。

◇議長(富岡朝男君) 以上で、白石豊樹君の質問が終了しました。

次に、質問番号3を議席5番横尾稔君、登壇の上、質問を願います。

◇5番(横尾 稔君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまし

て、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税について、ご質問させていただきます。

企業版ふるさと納税制度は、自治体が行う地域活性化の取組に対し、企業が寄附を行う 場合、法人関係税から税額控除される仕組みです。

町が、活性化事業計画を国に申請し、認定を受けた事業に対し、企業が支援し、寄附額の最大約9割に相当する税が軽減されるため、企業にとっても魅力の制度と思われます。

4月の税制改正により、国の交付金や補助金とも併用可能な範囲を拡大するなど、町に とっても運営資金確保に繋がると思われます。

税収入を打ち出している制度で、都市部から地方に新しい人とお金の流れを生む、この 制度を積極的に取り入れることが必要だと思われます。

町における企業版ふるさと納税の現状をお伺いいたします。

◇議長(富岡朝男君) 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長(茂原荘一君) それでは、横尾議員の「地方創生応援税制について」のご質問に お答えをしたいと思います。

すでにご存じのとおりでありますけれども、地方創生応援税制は、「企業版ふるさと納税」として世間には知られているところであります。

この制度は、地方公共団体が地方創生事業を実施するに際して、企業が手助けをして地域貢献できるものとして、平成28年に創設をされました。

まず、この寄附を受けるには、自治体が地域再生計画を作成し、国の認定を得ることになりますけれども、寄附する企業には税制面でのメリットが得られる仕組みということになっておって、双方にとって大変意義のある制度だということであります。

甘楽町では、平成29年の「総合福祉センターの改修工事」の実施に合わせて、小さな子どもから高齢者まで多世代にわたる交流施設として「甘楽みんなで子育てプロジェクト」甘楽町多世代サポートセンター整備・運営事業を行いました。その際に、平成29年3月28日に地域再生計画の国の認定を受けました。令和2年3月までの3年間に2つの企業より590万円の寄附を頂くことができました。

今後におきましても、議員皆さんの力を借りながら、魅力ある、まずは地方創生事業に 取組、寄附をしていただく企業あっての事業でありますから、寄附を募っていきたいと考 えております。 この後、担当課長からお答えをさせますけれども、議員の皆さんも多くの企業との付き合い、お知り合い等もあるかと思いますので、そういう意味ではぜひ甘楽町がそのような事業を立ち上げた時には、ぜひ応援をしていただければ、議員の皆さんのお力をお借りして応援していただければ大変ありがたいというふうに思っております。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせます。

- ◇議長(富岡朝男君) 企画課長。
- ◇企画課長(田村昌徳君) それでは、命によりお答えをいたします。

はじめに、群馬県内の状況を申し上げますと、令和元年度実績でこの制度を活用した3 4の事業が国の認定を受けておりますが、12の事業しか寄附の受入れがなかったという 結果だそうでございます。

ただ、事業認定を受けるのではなくて、いかに企業に賛同してもらえるような事業を行 うか、アピールしていくことが必要だというふうに考えております。

次に、町における企業版ふるさと納税の現状でありますが、町長の答弁にもありましたように、甘楽町多世代サポートセンター、にこにこ甘楽でありますけれども、これの整備・運営事業にあたりまして、2社から590万円のご寄附を頂きました。3年の計画が令和2年3月31日で終了しておりますので、現在「企業版ふるさと納税」で寄附の受入れができる事業は町にはございません。

しかし、現在策定中の第2期甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、戦略の方向性として企業版ふるさと納税の活用を明文化してありますので、この計画ができましたら、国へ地域再生計画の認定申請をしていきたいと考えております。

町では、この制度を活用しながら、今後も財源確保に努めていきたいと考えておりますので、横尾議員におかれましても、企業と町との橋渡しなどにぜひご支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議長(富岡朝男君) 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

横尾議員。

◆5番(横尾 稔君) 私もこの質問に関しては、相手があってのことの大変難しいプロジェクトだとは思います。

ただ、地方創生をうたっておりますし、第2の質問としては、昨年町長が会長をなさっております町村会の記念講演の時に、歴代の元首相の福田康夫議員の講演があったと思い

ますが、その時に、東京一極是正のお話がありました。まさに、企業版ふるさと納税は、 都市から地方へという大きな流れを生む制度であります。その時の参考になる講演を詳し くお聞かせしていただきたいのですが、よろしいですか。

◇議長(富岡朝男君) 町長。

◇町長(茂原荘一君) その時の福田先生の講演の内容を教えろということですか。

◆5番(横尾 稔君) いや、核心に迫ったお話があるのではないかと。自治体は、このようなやり方をするとうまくいきますよというのを言ってくれているのかなとか、そういうのはないですか。

◆町長(茂原荘一君) 福田先生は、町村会の100周年の記念事業の時に来ていただきました。あそこでお話をいろいろいただきました。その中で、やっぱり今言われますように、これからはやっぱり地方の時代だと。地方が頑張ることが必要なんだと。そして、地方がもっと頑張ることによって日本はもっともっとしっかりしていくんだという話はしっかりしてくれました。そのためには、町村会のような市と違って小さな自治体の集まりでありますけれども、そういう自治体は頑張ることが必要なんだろうという思いを会員の町村会の皆さん、持ってくれたんじゃないかなというふうに思っておるところであります。以上です。

◇議長(富岡朝男君) 3回目の質問がありましたらお願いいたします。 横尾議員。

◆5番(横尾 稔君) 生活圏が一緒なものですから、このことは言いたいなと思って。 下仁田町の企業版ふるさと納税が今年1月に大臣表彰という上毛新聞に載りました。この 下仁田町の取組は、高校や大学を卒業した後に、町内に定着すると実質全額補助という就 学ローンを開発して、これを推し進めたという形です。ですから、町外に流出する人材を Uターンさせるという大きな目的と、下仁田町で活躍する人材を育てるという形のものに は、ふるさと回帰という形のものに対しては、大きな成果を上げたようにも思います。

ポイントとしては、営業の仕方として、寄附を集めるためにパンフレットを作成し、配布し、町出身者の創業者や繋がりのある企業を中心に寄附を呼びかけたそうです。また、この就学制度を利用した人は2017年3月にはゼロ人。ゼロ人ということは、卒業後もいないということなんですけれども。2020年3月、就学金を利用した人は24人。そして、卒業後、町内に移り住んだ人が19人という成果を上げている、この企業版ふるさと納税であります。

ぜひとも、まねするところは近くにもありますし、意識した制度の推進が必要だと思われます。それについて、町長、どうお考えでしょうか。

◇議長(富岡朝男君) 町長。

◆町長(茂原荘一君) 今、下仁田町の例をいただきました。やっぱり、これからは若い人に町に戻ってもらって、町でその仕事をしていただくなり、町で頑張っていただくことは非常に必要だというふうに思っております。協議会の中でも、他の市のそのような事例も紹介をしていただきました。町も今、奨学金の返済については、応援等をしている訳でありますけれども、そういうものをしっかりと活用しながら、地域に若者たちにもう1回戻ってきてもらう。高校までこちらで一生懸命頑張って、親御さんも頑張って、卒業したら東京へ行って大学で東京でもまたお金を送りながら子どもたちが東京で勉強して、そしてそのまま今度はもう東京から戻らない。そういう実態はかなり多いんだというふうに思っておりますから。でも、そういう子どもたちが戻ってこられるような、今言われました下仁田町のねぎとこんにゃく基金というんですね、そのようなものを参考にすることも1つの方策だというふうに思っております。

これからまた議員の皆さんのご意向なりご意見なり大学生のアンケート等もいただきながら取り組んでいければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

◇議長(富岡朝男君) 以上で、横尾稔君の質問が終了しました。

次に、質問番号4、5、及び6を議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問を願います。

◆12番(山田邦彦君) 私は、学校関係のことで3件、質問させていただきます。

まず、「学校で『コロナ禍』を乗り越えるために」をテーマにして、質問いたします。 いわゆるコロナが始まってもうすぐ1年が経とうとしています。ある国のトップは、「第3次世界大戦だ」と言いながら様々な対応を取っていますが、残念ながら日本の政府 はきちんとした対策をしていないと、国際的な評価があります。「自粛要請」とそれに対する「補償」、これがきちんと行われないので、感染拡大に繋がりました。

大変残念ですが、現実を受け止めながらの町での対策が必要です。特に、年度末から年度初めの3カ月を「自宅待機」を強いられた子どもたちへの援助は、今やるべき重要なことだと考えます。特別な心のケア、そして学習援助など。

同時に、教職員の皆さんも、すでに「オーバーワーク」だったのが、「コロナ対策」が 加わり大変な状況と聞いています。 まず、全職員、児童、そして生徒に、PCR検査、あるいは抗体や抗原検査を実施して、安心して過ごせる空間の確保をしていくこと。

次に、毎日の消毒や検温、給食の配膳やお代わりの援助、その他にもいろいろあると思いますが、状況に応じては「臨時職員」などを募って、教職員の方々がしなくてもいい状況をつくり、いわゆる「過重負担」に配慮していくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

スクールカウンセラー、心の相談員をもっと増員して、相談活動を充実することも大事だと思います。相談日を増やしたり、相談に訪れる人だけでなく、子どもたち全員の相談を行うことが大事だと思います。

町の考えを伺います。

次に、「ランドセルの中身の軽量化」についてです。

ある調査によると、「ゆとり教育」時代だった 2005年度、全教科の教科書のページ数は、4, 857ページ。しかし、その後「脱ゆとり教育」を反映した学習指導要領が実施をされると、これは 2015年度のページ数は、ゆとりと言いながら 6, 518ページと、10年間に 34%も増えてしまいました。 18年度からは道徳も教科になるので、さらに 1, 067ページが加わるという計算とのことです。

それに伴い、ランドセルの大型化も進んでいます。ここ数年は、A4の用紙をとじるファイルがすっぽり入るランドセルが増えています。

重たいランドセルを背負い続けた場合、体への負担が心配です。アメリカの小児科の学会では、「バックパックの重さは体重の10~20%を決して超えないこと」としているそうです。文科省の統計によると、小学1年生の平均体重は21キロ。アメリカの学会の基準では、2~4キロを超えない重さが望ましいということになります。

11歳の男女の8人の児童に、4キロ、8キロ、そして12キロ、これは体重のおよそ10、20、30%のバックパックを背負ってもらい、立った状態でMRIにより腰椎への影響を調べたというアメリカの研究があります。バッグの重さと椎間板が圧迫され隙間が狭くなる程度は比例すること、前傾してバランスを取ろうとするため猫背気味になることが画像から確認できたそうです。腰痛などの痛みの程度も、バッグの重さに比例して悪化をしています。また、重さが8キロを超えると、半数の子どもの背骨が片側に10度以上傾いていることも分かりました。低学年の間はリュックにすることや、自宅で使わない教科書は学校に置いていく、こういった対策が必要だと思います。大人が知恵を絞り、子

どもたちの健康を守っていかなくてはならないと思います。

そこで、伺います。

ランドセルの中身の重さの調査をしてはいかがでしょうか。

低学年の間はリュックなどにして、負担を抑えることも大事だと思いますが、いかがで しょう。

そして、自宅で使わない教科書などは学校に置いていく。こういった工夫をすることも 大事だと思いますが、町の考えを伺います。

最後に、学校の給食費を無料にすることなどについて伺います。

「子どもは町の宝」です。大人全員で宝物を守り育てる必要があると思います。

甘楽町は、ご存じのとおり、「日本で最初の学校給食」を始めました。その時代に、単に食料の供給ではなく、栄養学的な見地での給食は大変に意義深く、誇りのある考え方だと思います。

今日、その伝統を受け継ぎ、さらに「食育」の観点も含めての給食は、たくさんの人の 手によって提供をされています。生産者はもちろんですが、輸送者や栄養士さん、調理師 さん、もちろん町長をはじめ役場の職員の皆さんの努力も欠かすことができません。

憲法の第26条には、「義務教育は、これを無償とする」と規定しています。

私は、学校で教育の一環として行うもの、使うものはすべて無料にするべきだと考えています。しかし、最高裁の判例では、この条文の解釈について、「無償の範囲は授業料に限定される」という大法廷判決が出されています。現状では、国の制度となっていません。

また、ユネスコの「学校給食及び衣類に関する各国文部省に対する勧告第33号」では、「学校給食の運営費は中央あるいは地方行政当局の負担とする」と規定しています。 そこで、お聞きします。

まず、食育がクローズアップされていますが、食事は単に物を食べること自身にとどまらず、生きる上での基本であり、知育や徳育、体育の基本となります。子どもたちが「食育」を身近に体験、学習できるのが学校給食です。

子どもたちが安心してのびのびと学校生活を送るためにも、給食の無料化を進めるべき と思いますが、いかがでしょう。

最後に、教育の一環として使っているもの、例えば体操服や図工の材料、旅行の費用や 上履き、その他いろいろありますが、個人負担になっているものは、それぞれ幾らあるで しょうか。学年別に知らせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。 町の考えを伺います。

以上です。

◇議長(富岡朝男君) 質問が終了しました。

質問番号4、5、及び6について、一括して答弁を願います。 教育長。

◇教育長(近藤秀夫君) それでは、山田邦彦議員の3問ございましたが、1問目から答 弁をさせていただきます。

まず、「学校で『コロナ禍』を乗り越えるために」のご質問にお答えをいたします。 新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれる、 そんな状況となっております。

こうした中でも、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくために、学校に おける感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら学校運営を行っております。

特に、約3カ月の休校による学習の遅れは、すでにご案内のとおりなんですが、学習内容の重点化や学校行事の縮小、そして夏季休業の短縮などで対応してまいりました。また、教職員はこれまでの業務に加え、感染防止指導や教室、用具の消毒等、新たな業務が増えました。しかし、おかげさまで当初に比べ、現在では新しい生活様式にも慣れてまいりまして、業務の見直しが少しずつ図られているところでございます。また、新たに学習指導員の配置を各学校に行って、現在対応しております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせますので、ご理解を賜りたく、 よろしくお願い申し上げます。

次に、質問5、「ランドセルの中身の軽量化を」について、ご質問にお答えをいたします。

平成30年9月6日付で文部科学省から「児童生徒の携行品に係る配慮について」という事務連絡がございました。この内容は、教科書等が過重になることで、児童生徒の身体の健やかな発達に影響が生じかねないことなどの懸念や保護者等からの配慮を求める声が寄せられたことから、教科書等の携行品について配慮するよう求めた通知であります。山田議員のご質問の要旨のとおり、児童への負担軽減を求めたものであります。

町でも、この文書を受ける前から携行品の重さや量への配慮というものには取り組んで まいりましたが、自宅で使わない教科書等は学校に置いて帰るなどの取組を行い、さらに 携行品の減量、あるいは分散化を行っております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせますので、ご理解を賜りたく、 よろしくお願い申し上げます。

3つ目の質問 6、「学校の給食費を無料に など」についてのご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、町では「子どもは町の宝」を掲げ、子育て支援センターの運営事業、 放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室や就学援助奨励金、出産祝金等の支給を行い、子育て支援の充実に努めております。

ご質問①の学校給食の無料化については、平成30年6月議会で山田邦彦議員から出された一般質問への町長答弁と重複いたしますが、県内で学校給食の無料化を行っているのは、35市町村のうち10市町村あると伺っております。町でも、平成22年度から小学校就学前の園児については無料で提供しております。現在ご負担いただいている給食費は、食材の材料分のみになります。従って、今後も保護者の皆様にご負担をいただき、行事食や旬の食材を使い、地場産物や郷土料理を積極的に取り入れ、地産地消に努めた食育の充実を図りたいと思っております。

ご質問の②、教育の一環として使っている物の個人負担額については、担当課長よりお答えさせますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長(富岡朝男君) 学校教育課長。

◇学校教育課長(秋山勝重君) 命により、「学校で『コロナ禍』を乗り越えるため」の ご質問にお答えをいたします。

まず、①のご質問ですが、PCR検査は、感染の疑いのある患者や濃厚接触者を追いかけて集中的に検査を行うことで、感染爆発防止、クラスターの防止に大きな貢献をしていると言われています。しかし、これは「後追い」の検査方法であり、感染を未然に防ぐ対策ではございません。また、国が定めた基準をはみ出して検査を希望する場合は、自分で高額な費用を負担しなければなりません。検査の結果、陰性と出てもその時の安心感は得られますが、その後の感染の有無は把握できないため、定期的な検査、2週間に1度の割合で検査をし続けなければなりません。このことは、高額な検査費用が必要となりますので、国が検査費の支援策等を打ち出さない限り、実施は難しいと考えます。

次に、抗原検査は、無症状では陽性が出ないと言われており、発病、発熱等から2日から9日の間に検査をするもので、自費で検査をしても意味がないことから、実施をする考

えはございません。

抗体検査につきましては、今年6月議会の山田邦彦議員がご質問された「『新型コロナ』の検査体制の確立」で、町長が答弁されたとおりですが、すでに検査費用を公費で実施しております西吾妻地区の3町村の受診率は、人口2万1,270人に対して受診者198人と0.93%と低い状況であることから、引き続き今後の状況を見ながら必要に応じて実施の有無を検討してまいりたいと考えております。

今後も、感染予防策や支援に力を注ぎ、コロナ対策を取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、②のご質問ですが、教育長の答弁にありましたように、各小中学校とも2学期から学習指導員を1名配置し、教職員の負担軽減を行っております。

最後の③のご質問ですが、2名の心の相談員の活用に加え、スクールカウンセラーについては、必要な日数の来校を県にお願いし、相談体制の充実を図り、児童生徒の心のケアに努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、「ランドセルの中身の軽量化を」について、お答えいたします。

①につきましては、ランドセルの中身の重さ調査を行いましたので、ご報告をいたします。小学校1年生で3.0キロ、2年生で3.7キロ、3年生で3.6キロ、4年生で4.0キロ、5年生で4.2キロ、6年生で4.0キロの調査結果でございました。個人差はございますが、どの学年でも体重の20%以内でありました。

②の「低学年の間はリュックなどにし、負担を抑える」についてですが、ランドセルは 小学校1年生から6年生まで使用ができる優れたものだと考えております。低学年の間リ ュックなどにした場合は、この費用が余計にかかってしまいます。

また、最近のランドセルは、体に合った背負い方ができるよう調整機能が付いていますし、転倒などした場合でも、児童の身体を守る役割も果たしております。さらに、従来のランドセルより一回り大きくなりましたが、重さは逆に3分の1程度軽くなり、1.1キロ程度が主流のようです。

これらのことから、今後も現状どおりの運用を行いたいと思います。

最後に、③については、教育長の答弁の中にあったように、家庭学習で使用しない教科 書は学校に置いて帰ること、学校に置いておける学習用具は学校で保管する、家から持っ てこなければならない教材等、逆に家に持って帰らなければならない教材等を分散させる よう計画的に指導するなど取組を行っていますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い 申し上げます。

続いて、教育の一環として使用しているものの個人負担額について、お答えいたします。

最初に、小学校の学年別の教材教具や修学旅行費等の個人負担額ですが、1年生が3万6,000円、2年生が2万1,000円、3年生が1万8,000円、4年生が2万円、5年生が2万5,000円、6年生が4万円になります。

次に、中学校ですが、1年生男子が11万1,000円、1年生女子が12万6,00 0円、2年生が5万7,000円、3年生が4万4,000円となってございます。

教育長の答弁の中にもありましたように、町では、経済的な理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、就学援助奨励金として給食費の全額、入学準備金や学用品の購入費、また修学旅行費など、教育の一環として使っているものの個人負担の相当額の支給を行っておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長(富岡朝男君) 答弁が終了しました。

質問番号4について、2回目の質問がありましたらお願いします。 山田邦彦君。

◆12番(山田邦彦君) まず、①なんですけれども、それぞれの検査、これこれこういう訳でしませんよというお話が紹介されました。特に、お金の部分が多いかなと伺って思ったんですが、だとすれば例えば国とか県ですとか、検査をする時に、これは住民全体ということじゃなくて、職員の皆さんや子どもたちに限ってなんですけど、そういう補助といいますか、負担をしてもらうように提案というか、していくことが大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、②なんですけれども、学習指導員というんですか、1つの学校で1人だけというのは、どう見ても少ないと私は思うんですね。伺いましたら、子どもたちが触る可能性がある、触った可能性がある所、それは大人もそうなんですけど、全部一日に何回も除菌をするということとか、いわゆる教員の免許がなくてもできる仕事という言い方をするとちょっと失礼な言い方なんですけれども。先生方もそれこそ数年前からマスコミでも取り上げてられますけど、今までの通常の勤務でもとにかく大変な仕事量だというふうに伺っています。ぜひその辺りの実態をきちんと掌握していただいて、実際に増員が1人だけで済むのであればいいんでしょうけれども、そういうふうにはちょっと理解しづらいものですから。具体的にどういうふうな仕事がどれだけ増えたとか、そういうのを含めて対処を

する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

③のことなんですけれども、これも例えば今日配られた中学校の通信なんですけど、スクールカウンセラーさんは、1カ月の間で2日間、これで見ると2日間だけしか来校していただいていないようですね。コロナのことで子どもたちが心に傷を負ったというか、いろいろな悩みがあるんだけど、誰にどういうふうに相談していいんだか分からないということで、例えばコロナのことを考えると、元気が出なくなっちゃう、人と会うのが嫌になっちゃうというアンケートなんかも、皆さんも目に触れていると思うんですけど、そういうのがたくさんある訳で。今までの方式ですと、具体的に困った人がカウンセラーさんですとか、心の相談員さんに話を持っていくというやり方が通常だった訳ですけど、それだと拾い切れないと私は思うんですね。ぜひ積極的に子どもたちに相談をしかけるというんでしょうか、相談の押売でもいいんですけど、何か困っていることあるんじゃないのという話をカウンセラーさんだとか相談員さんの方から話をする体制が必要かなと思うんです。そのためには、今の人数、日数ですと、やっぱり間に合わないと思うんですね。ぜひ増員を検討していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長(富岡朝男君) 学校教育課長。

◇学校教育課長(秋山勝重君) まず、検査の国への要望等なんですけれども、県のほうでは、妊婦さん、PCR検査を実施するというような記事もございます。学校の中においても、そのような形で費用を国・県に負担をしていただくような形で要望をしていきたいというふうに思います。

学習指導員の1名の関係なんですけれども、実際には、2学期から1名ということで、 そうでなくても議員おっしゃる通り、多忙な教育現場ということで、忙しい中、コロナが 出てきた関係で、急遽1名増員をしたということでございます。

その中で、学校のコロナウイルス対策に対するガイドラインというのが、国の方から示されておりまして、議員がご指摘をしていただきました毎日何回も除菌をしなければならないというようなものを改正されてきております。机や椅子の特別な消毒は現在は不要というような形になっておるようです。また、ドアノブ、手すり、スイッチなど、大勢の生徒、教師が触れる場所につきましては一日1回、消毒などにつきましては、家庭用洗剤等用いた消毒で、簡易なもので現在は対応ができて、特別な消毒作業は基本的には不要ということでガイドラインも改正をされてきております。

教育長の答弁にもあったんですけれども、新しい学校の運営スタイルに教職員も慣れて

きて、そういった負担の方も現在は取り除かれているのかなというふうに、教育委員会の 方では把握をしております。

また、スクールカウンセラーなんですけれども、中学校につきましては週1回程度、小学校につきましては月に1回程度、県の方からスクールカウンセラーに来ていただいております。答弁の中でもあったように、必要な回数をスクールカウンセラーに来ていただくように県の方に要望を行ってまいりたいと思います。

また、マンパワー的な部分でなかなかフォローができないものにつきましては、24時間の子どもSOSガイダンス、また子どもの人権110番、また県警の少年相談窓口、また命の電話の相談、チャイルドライン、新型コロナの健康相談電話等でもきめ細かく心のケアに対応しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議長(富岡朝男君) 答弁が終了しました。

質問番号4について、3回目の質問がありましたらお願いします。 山田邦彦君。

◇12番(山田邦彦君) まず、①は了解しました。

②と③なんですが、まず②ですね。これはもし今後もいろいろ新型のコロナでなくて何かいろいろある時にも考えなくてはならない部分、全部一緒なんですけど、特に具体的な話としてあるものですから。さっきのガイドラインの話がありましたが、いわゆる定式化というんでしょうかね。町の中で、止めるところは先生方にやってもらう、これとこれは先生じゃなくてもやってもらえるというのを整理しておいて、マニュアルといいますかね。対応できるようなものをつくると良いかなと思ったんですけど、そのためには各先生方にアンケートとかしていただいて、そういうふうな定式化をつくるための基にしてもらうとより良いものができると思いますが、そういう形で考えるのはいかがでしょうか。

それと、③なんですけど、やっぱり課長おっしゃるように、今、県の方にも話をしていただいているというので、ぜひそれをもっと前に進めて具体的に前に進むように要望をもっと強くしていただければうれしいなと思いますが、いかがでしょう。

いろいろな相談のメニューが紹介されたんですけど、それも子どもたちはもちろんなんですけど、保護者の人ですとか、おじいちゃん、おばあちゃんの世代の人ですとか、家中でというか町中で、こんなことが困ったらここに相談すると良いよというのが分かるようなものを作ってそれぞれの家庭に配ったらどうかななんて思ったんですが、いかがでしょうか。

今までもそんな情報はいっていると思うんですけど、特に子どもを重点にした相談といいますかね。コロナで今は多分まだ緊張しているというか、なのでそういう相談とか言われてもそんなに困っていないよと言うのかもしれませんが。だんだんボディーブローじゃないですけど、さっきいろいろな改革を始めたという話だったんですが、それを子どもたちがこなしていくというのが、やっぱり1カ月で覚えるべきのところが例えば半月で覚えなくちゃならない、1週間のところを3日で覚えなくちゃならないということもたくさんあると思うので、そういう時には時間が遅れていろんな悩みが出るんだと思うんです。ぜひそういう形でしていただけるような体制にしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長(富岡朝男君) 学校教育課長。

◇学校教育課長(秋山勝重君) ありがとうございます。まず、②の関係は学校長と教職員と協議をさせていただきまして、マニュアル等の整備を今後検討してまいりたいと思います。また、子どもたちの心のケアにつきましては、議員おっしゃるとおり関係機関と協議をさせていただいて、今後検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議長(富岡朝男君) 町長。

◇町長(茂原荘一君) 山田議員からいろいろご質問をいただき、教育委員会からお答えをいただきました。

6月の議会の時にも申し上げましたけれども、抗体検査についてのお答えをさせていただきました。今回はPCRと抗原検査が出てきた訳でありますけれども。私が思うのは、PCR検査を仮に全児童・生徒がやったとしますよね。そして、みんな陰性だった。何人か陽性がいたと。そういう結果が仮に出ても、陰性だった人はまたいつ罹るかもしれないという心配があるんだと思いますし、陽性の人は、無症状というのは短く、症状にならなくて、見つかったから良かった良かった、早くに陽性患者を見つけたから、これであの人から移らなくなるから安心だと。そういう安心感を言われているのかなというふうにも思ったんですけれども。だからPCR検査を全員でやるという意味はどうなのかなというふうに、抗体検査と同じように私は思ったんですね。今回の質問を聞いて。それで、やっぱり必要なのは、今ワクチンの話が出ていますけれども、ワクチンもなかなか難しさがあって、そんなに簡単に副作用といいますか、症状が出ないようなしっかりしたワクチンができるのは、さらに時間がかかるだろうというふうに思っております。しっかりしたワクチンができた時には、ワクチンの注射を国なりに要望して、ワクチンをしっかりと子どもた

ちに、もしくは学校の先生に受けるように、早くに打てるようにすることが必要なのだろうと思います。ワクチンも多く前のめりで打って、そして何か出た。出たら国が補償するから良いというだけでは済まないと思うんですね。

だから、やっぱりそういう意味からすると、そんなに国には前のめりにならないで、しっかりしたワクチンを作ってもらって、それを教職員や子どもたちに打てるような、そういう要望をしていくことが良いんじゃないかなとふうに思っていまして、一度PCRしたから、もう1回マイナスだから絶対罹らない、いや罹った人が見つかって、その人は早くに病院で治してもらったから良かった、良かった、そういうところの安心感なのか。ちょっと抗体検査の時にお答えしましたけれども、ちょうどそのような話でPCR・抗原が出てきましたので、私の思いは安心したワクチンを早くに世界で国で作ってもらって、それを皆さんに打てるように国に要請していくことは肝要かなというふうに思って、こっちで言って申し訳なかったですけれども、お答えをさせていただきました。

◆議長(富岡朝男君) 質問番号4が終了しました。

続いて、質問番号5について、2回目の質問がありましたらお願いします。 山田邦彦君。

◆12番(山田邦彦君) まず、①は了解しました。これは、いつ頃行った調査なのかを ちょっと教えていただければと思います。

それと、②も③もすでに対応していただいているようなので、了解しました。

- ◇議長(富岡朝男君) 学校教育課長。
- **◇学校教育課長(秋山勝重君)** 山田議員に一般質問をいただきまして、それから先週調査をさせていただきました。
- ◇議長(富岡朝男君) それでよろしいですか。
- ◇12番(山田邦彦君) 了解です。
- ◇議長(富岡朝男君) 質問番号5が終了しました。

続いて、質問番号6について、2回目の質問がありましたらお願いします。 山田邦彦君。

◆12番(山田邦彦君) このお話はあちこちで日本中でされて、群馬県内でもいろいろな所でされて、実は群馬県が日本の中でも一番無料化を進めている市町村が多いということであります。ですから、甘楽町のやり方は多数派と言えると思うんですね。ただ、やっぱり憲法にも、先程話しましたけど、ユネスコの勧告にも無料にするべき文言が出ていま

す。そのことについては、それぞれ答弁がなかったので、このことについてどう思っているかを伺えればうれしいなと思いますが、いかがでしょうか。

②につきましては、やっぱり教育の一環な訳ですから、やっぱり無料にするのが究極ではなくて、希望する一番の良い所だと思うんですね。やっぱり、町長がいつもおしゃっていますが、「子どもは町の宝」な訳ですね。町の未来な訳ですよね。そこにやっぱりお金を使うのがうんと意義があると思いますし、先程横尾議員も話が出ましたけど、学校を卒業してUターンをしてきてもらえるような魅力あるまちづくりというんでしょうかね。その大きなものだと思うんです。全部の給食費を全部無料にしているところはまだ何カ所か、少ないですが。一部軽減するというところを含めると、たしかもう20町村以上になっているんですね。先程の答弁の中でも、材料費のみを集金させてもらっていますというのがありましたが、ただその材料費も要するに全部が住民から集金しなくちゃならないというのは書いていないんですよね。要するに5割だけ負担させてもらうとか、1割を負担させるとか、10割を負担してもらうとかというのは全然出ていない訳なので。例えば無料化というのが抵抗がある言葉であれば、例えば半額補助とか、9割補助とかいう形でも十分子どもたちに対しては町のメッセージが届くと思うんです。ぜひそういう観点で考えていいと思いますが、いかがでしょうか。

◆議長(富岡朝男君) ユネスコのは答えるんですか。

◇12番(山田邦彦君) 文言の感想ですね。

町長。

◇議長(富岡朝男君) 感想。感想を言うの。ここで。

◆町長(茂原荘一君) 学校給食の無料化につきましては、再三山田議員からの質問をいただいているところであります。町もできるだけ子どもたちの父兄にあまり負担をかけずに学校生活を送れるようにという思いを持って、いろんな場面で取り組んできているところであります。しかし、子どもさんが口に入れる食でありますから、その分の一部分はやっぱり親御さんに負担してもらうのがという思いで、先程来話に出ていますように、学校で使う材料費といいますかね。例えば、ネギですとかジャガイモですとか肉ですとか、そういう材料費のみを頂いておるところであります。その材料費もできるだけ地域の地場産のものを使って、安心して使えるような材料で給食を進めるようにということで行っています。そういう意味では、もらった材料費だけではなかなか足りない部分がありますから、そこについては町も若干の材料費については町からもお金は出しておるところであり

ます。しかし、給食そのものは、大きな給食センターを運営する、いわゆる光熱費でありますとか、いろいろな費用があります。それと、そこで働いてくださっている従業員の人件費もあります。非常に多額のお金がかかっておりますけれども、それはそれでこっちに置いてありますので、材料費についてのみ現在ではお願いをしているところであります。

その材料費も、例えば地場産のジャガイモを使う時には、農協から買うより若干高くなってしまうというような話を有機農業研究会等の人たちから言われております。そういう人たちの意向を踏まえれば、そういう意味合いからすれば多少の材料費の補助を町も行って、できるだけ地場で取れたキウイフルーツを食べてもらうとか、リンゴを食べてもらうとか、シイタケも地元のシイタケを使ってもらうとか、そういう意味では材料費について若干の応援をするということによって、できるだけ安心な給食、そして地場での物を食べることによって食育にも繋がるでしょうから、そういう意味からしてもその辺の応援というのは今後考えていかなくちゃならないかなというふうに思っております。その応援が例えば半分になれば、半額分になる訳でありますから、一気にそこまではいかないかもしれませんけれども、そういう食材費の応援等は検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

◇議長(富岡朝男君) 教育長。

◆教育長(近藤秀夫君) 先程のご質問の中のユネスコの「学校給食の運営費は中央あるいは地方行政当局の負担とする」というような部分での感想といったらあれなんですけど、大変申し訳ないんですけれども、私、これについてよく内容等をちょっと調べようと思ったんですけれども、今日までにちょっと調べ切れなくて、勉強不足であるのが本音のところで申し訳ないんですけれども。特に私は「学校給食運営費」という意味が、どういうようなものをどう扱う、どういう範囲での運営費なのかとか、そういう細かいところまでがなかなか勉強でき切らなくて、これからもちょっとこのユネスコの1951年の規定については勉強させていただいて、また前向きな議論が山田議員とできるような形に勉強はさせていただきたいと思います。すみません。

◇議長(富岡朝男君) 答弁が終了しました。

3回目については。

山田議員。

◆12番(山田邦彦君) ①の方なんですが、町長、今おっしゃいましたが、多少なりと

も今も負担を町の方でもという話がありましたし、食材費に関しましては。例えばそれが 具体的に何%なのかというのを、今はすぐ分からなければ調べていただいて、そうなると さっきのテーマの1つであるというか、完全に無料ということもあるんですけど、甘楽町 はこれだけ軽減をしているのよというのが、皆さんに知らせることができますので。その 辺りももし分かれば今でもいいんですけど、もし分からなかったらぜひ調べていただい て、群馬県全体のいろんな運動しているメンバーから見ると、甘楽町は何にもしていない というイメージの評価があるものですから、ぜひその辺りを努力しているんだよというの が分かるようなものに見せていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長(富岡朝男君) 町長。

◇町長(茂原荘一君) 現在行っている、多少行っている、行っていると思いますけれど も、今後においてそれらを進めていきたいということでまずご理解をいただいて、その後 に給食費の割合をお示しできれば、その割合を高くできればというふうに思っておるとこ ろであります。

ユネスコが言っているこの運営費というのがありますけれども、運営費というのは給食全体のことをいうんだと思うんです。運営する金ですからね。その運営費そのままを町が今払っている、払っているといいますか、給食のかかる経費というのは3,820万3,000円程。そして、給食の材料費というのは、5,986万円。そのうち皆さんから頂いているお金は、4,832万5,000円。これは決算書の今、数字を読み取っただけでありますけど、運営費全てではないというふうに理解をしておりますけれども、運営費は町で出している部分については、もう町が今までどおり出して、それ以上の応援ができればというふうにまずは思っております。よろしくお願いします。

◇議長(富岡朝男君) 以上で、山田邦彦君の質問が終了しました。

次に、質問番号7を議席4番吉田恭介君、登壇の上、質問を願います。

◆4番(吉田恭介君) 「テレワーク向け移住促進について」。

今回のCOVID-19、新型コロナウイルス感染症に伴い、働き方も大きく変化を求められています。

その中でも、都心部及び地代の高い地域に今まで事務所等を構えていた企業も、経営の 効率化及び経費削減に向け、大きく構えていた事務所を縮小化し、テレワークに方向転換 が見込まれます。そういった中、テレワークはどこでもパソコン1つで仕事ができるとい う点から、実家のある地方に帰郷を考えていた人や地方で自然の中で仕事がしたかったと 考えていた人には、大きな転機になると思います。

テレワークの方をターゲットに置き、甘楽町移住定住促進の1つの策として生かせると 考えます。そこで、質問します。

テレワークの方に向け、移住促進補助金など予算化できないか。

2、空き家や使えそうな施設を格安または無料で事務所として提供できないか。 以上です。

◇議長(富岡朝男君) 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長(茂原荘一君) 吉田議員から「テレワーク」のご質問をいただきました。

ご案内のように、新型コロナウイルス感染症は、人々の暮らしや働き方に大きな変化を もたらしました。新しい生活様式等々、軽くいいますけれども、非常に大変なことだろう というふうに思っておるところであります。

議員のご指摘のとおり、感染リスクの高い都心から地方で働く、そういうテレワークといいますか、地方に仕事をということは今、注目を集めていることだというふうに思っております。

はじめに、そのテレワークに向けた移住促進補助金などの予算化につきましては、まず移住支援事業として、地方の担い手不足の解消と東京圏からのUIJターンを促すため、東京23区在住在勤者が甘楽町に住所を移して、県内の中小企業へ就職または起業した人への補助金として、まず100万円を予算計上しております。

また、個人が住宅を新築または購入した場合、取得した住宅の固定資産税相当額を翌年度に応援金として交付するまちづくり定住応援金事業がございます。

令和元年度は62人に396万円交付をいたしました。このうち、町外から甘楽町に移住定住した人は28件でありました。令和2年度では63人に394万円を交付見込みであります。このうち、町外から甘楽町に移住定住したのは39件でありました。

それ以外のテレワークに特化した予算はございませんけれども、今後も増えていく空き 家の利活用のための補助金制度の検討を行う必要があると今考えておるところでありま す。

次に、空き家や使えそうな施設を格安、または無料で事務所としての提供については、 現在、空き家バンクの登録は10件程度でありまして、紹介できる物件数は非常に少な く、特に家財が残っているケースや相続に問題があるなど、すぐに賃貸に結びつかないのが実情であります。賃貸料につきましても、所有者との交渉になるため、無料は難しいと思いますけれども、都心に比べれば格安な金額であると思います。

現在策定中の甘楽町まち・ひと・しごと総合戦略においても、宅地開発や空き家の有効活用、そして雇用の場の確保、UIJターンの促進など、移住定住対策を盛り込み、人口減少対策にも併せて取り組んでいきたいと考えております。

コロナ禍において、地方への移住に関心が高まる中、受入れの環境整備は重要な課題だと考えております。今後は、空き家の登録数を増やすとともに、移住定住促進を図っていきたいと考えておりますので、議員におかれましても、地域の空き家情報や移住定住の情報などをお寄せいただいて、共に考えて、共にこれらの事業を進めていければありがたく思うところであります。

町の活性化、町の力は、やっぱり人の力ですから。「まち・ひと・しごと総合戦略」の中でも、人口減を抑えるような取組をしておる訳でありますけれども、人口を維持しながら頑張っていける町を目指していきたいと考えております。

◇議長(富岡朝男君) 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。 吉田恭介君。

◇4番(吉田恭介君) 説明いただきまして、ありがとうございます。

それで、まず2つ、個人面と企業面でテレワークの件について考えて、ちょっとテレワークを考えているといいますか、地方でテレワークをやっていきたいと、テレワーカーといいますが、そういった方と話をしていく中で、やはりこちらに帰って地方で住むアパートなどの補助が欲しいということでは、先程の町長さんの説明があったとおりの方で進めていければと、説明できればと考えています。

あとは、移動手段としてやはり都心部だと車を持っていない方だとかは、車の購入の補助だとか、またはタクシーだとか、そういったところの利用の割引きなどもしていただいたら良いかなと考えています。

先程の空き家の件については、今10件程ということで、もう一つが空き家を事務所化するのがちょっと現実的にすぐは難しいとなれば、まずコアワーキングスペースの提供ということで、今、実家または自分の家族、子どもがいると、集中して仕事ができないと。用を頼まれることなどがある。これを解消するために、文化会館や公民館など、空きスペ

ース、空き時間に対応して、Wi-Fi 設備を整えて、そこを時間いくらという形でお金を頂いてでもいいですから、そういった形で開放するのも良いんじゃないかと考えております。

あとは、ふるさと館や甘楽亭などを使って、ある地域で文豪育成コースみたいじゃないですけど、1カ月、昔はそういう文豪の人は旅館に籠ってみたいなので、旅館が企画をしてかなり話題を呼んだところがありまして、そういった部分でふるさと館を仕事のスペースとして月貸しだとか、そういった時間貸しというのも面白いんじゃないかと、そういった戦略になるとは考えました。

企業面からすると、土地代は都心部に比べるとはるかに安いと思うので、事務所を変更 するところ、ある企業では島へ本社を移動させたということで話題を呼んでいます。

その中で、テレカン向けの設備の補助。テレカンとは、テレカンファレンス、テレフォンカンファレンス、テレビジョンカンファレンス。遠隔会議、電話会議、テレビ会議なんですけれども、こういった画面やスクリーンを使って会議をする、ネットワーク環境への補助をメインに行っていけば、町としてもかなり注目を集めるんじゃないかと考えます。

そういったところで、そちらもネットワーク環境の中への補助への考えをお聞かせいた だければと思います。

◇議長(富岡朝男君) 町長。

◇町長(茂原荘一君) いろいろご提言をいただきました。ありがとうございます。

それらに向かって町も頑張っていく所存であります。特に、テレワークの人の部屋貸しというような話もありました。例えば、今、秋畑の那須に分校があります。あそこの分校は今空いている状態でありまして、それで前、産経書道塾の人たちが書道の道場といいますかね、使っておりまして。トイレもしっかり整備をされていますし、お風呂もありますし、布団、寝るといいますか、そういう所もあるし、それぞれ教室がありますから、その教室を1つ貸して使ってもらうのも今の話を聞いていて、そういうことで広く宣伝していくのも1つの方法かなというふうに思っています。

甘楽町は全部光回線が行っていますから、その辺のところについては大丈夫かなという ふうに思っています。

1つ心配なのは、公共機関の交通がちょっと不足をしていますことが心配で、東京の人 で確かに来る人は自家用車を持って来る人もいるかもしれませんけれども、自家用車のな い人等については、そういう多少の心配はありますけれども。買物に出る時はデマンドタ クシーで買物に出るとか、そういうこともできますから。まず1人だけで来てもらって、 そこでしばらく仕事をして、それでまた帰るとか、そういう方法等も取れるんじゃないか なというふうに今、ご質問を聞いて思ったところであります。

甘楽亭でありますとか、今回予算の中で整備を今進めています。民間から寄附を頂いた 家もあります。そういうものもうまく活用して、これからそういう人たちの期待に応えら れるように、一生懸命頑張っていく所存でありますので、よろしくお願いいたします。

◇議長(富岡朝男君) 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたらお願いします。

吉田恭介君。

◆4番(吉田恭介君) 町長さんから前向きな検討をいただけるということで、非常にうれしく思っております。甘楽町であれば、都心部からあまり離れていませんし、交通の便も高崎まで出てということで通えない距離ではないと思いますので、本社は東京にあって出社しなきゃいけないという面でも、そんなに不便ではないと思いますので、いろいろこれから前向きに検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

◇議長(富岡朝男君) 以上で、吉田恭介君の質問が終了しました。

これをもちまして、一般質問を終了といたします。

〇字句等整理委任の件

◇議長(富岡朝男君) 以上で、令和2年第3回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(富岡朝男君) 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

〇町長挨拶

◇議長(富岡朝男君) 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしま した。 ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

◆町長(茂原荘一君) 令和2年第3回甘楽町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご 挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては極めてご多忙の中、本定例会にご出席を賜り誠にありがとうございました。本議会にご提案申し上げました議案、それぞれ慎重にご審議を賜りました結果、すべて原案のとおりご同意、ご議決いただき誠にありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

本会議、全員協議会など審議の過程で、また議員さんからの一般質問で頂戴しました貴重なご意見ご提言等は、今後の町政運営に十分留意して参りますので、より一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今朝方もそうでありましたけれども、大分暑さもおさまり、季節は秋に移り清々しい気候となってまいりました。例年であれば、幼稚園や小学校の運動会が秋空の下でそれぞれ盛大に開催されるなど、スポーツの秋、芸術・文化の秋を迎え、産業文化祭でありますとか様々なイベントが行われる季節でありますけれども、コロナ感染症の影響を受け、来週以降行われる小学校運動会・幼稚園運動会も規模を縮小して実施をする方向で、変更をして開催する予定であります。

また、毎年大勢の観光客が訪れ、甘楽町の魅力を満喫していただく春と秋については最高の季節でありますけれども、これもまたコロナ感染症の影響により誘客が見込めない状況で、町としても非常に残念であります。一日も早くコロナが落ち着き平静を取り戻したいと願うばかりでございます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、台風による災害が心配される季節でもあります。数日前、台風10号が九州全域に災害をもたらし尊い命が犠牲になりました。被害に遭われた皆様に心よりお悔みとお見舞いを申し上げますとともに、教訓をまず心に刻み、有事を想定して台風のシーズンに備えていきたいと思っておりますので、議員の皆様にもお力添えをお願い申し上げます。

本日は、大勢の傍聴者の皆様にお越しいただきました。大変ありがとうございます。長時間にわたり傍聴いただきました。今後も、議会や町政に関心を高めていただき、またこのような議会の傍聴等にご参加をいただけますよう心からお願いを申し上げます。

終わりに、季節の変わり目でもありますので、議員の皆様には健康にくれぐれもご留意

され、益々ご活躍をされますようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。 大変ありがとうございました。

〇議長挨拶

◇議長(富岡朝男君) 閉会にあたり、議長から一言ごあいさつを申し上げます。

去る、7日に開会されました今期定例会は、上程された全ての案件を滞りなく議了し、 ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議をたまわりました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご 理解とご協力を賜りました執行各位に厚くお礼を申し上げます。

また、本日はこうして皆さんにお越しいただき、長時間にわたり傍聴いただきました。 ありがとうございました。今後においても「開かれた議会」を目指してまいりますので、 議会に関心を高めていただければ幸いでございます。

結びに、まだまだ残暑が続きますが、これからは段々と秋も深まり山々の木々も色づく、過ごし易い季節となります。議員各位並びに執行各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症はもちろんのことインフルエンザなどにも十分ご留意を払っていただき、町政発展のために、益々ご活躍されますことを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

〇閉 会

◇議長(富岡朝男君) 以上で、令和2年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。 午後3時34分閉会 上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が 正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長	富	岡	朝	男
署名議員	山	﨑	澄	子
署名議員	山	田	邦	彦